

尾張都市計画地区計画の決定（小牧市決定）

都市計画舟津地区計画を次のように決定する。

名 称		舟津地区計画				
位 置		小牧市大字舟津、大字小木の一部				
面 積		約11.0ha				
地区計画の目標		土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標とする。				
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境への影響に留意するとともに、物流施設を主とした工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図る。				
	地区施設の整備の方針	地区内道路を整備し、隣接する幹線道路との交通を良好にする。さらに、周辺環境に配慮し、地下貯留槽を区域内に整備する。				
	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮した工業環境の形成と保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりと潤いのある工業環境の向上及び周辺環境との調和を図るため、地区内の緑化に努める。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			道路1号	9.0～9.3m	260m	計画図表示のとおり
			道路2号	9.0～13.4m	200m	
			道路3号	6.0～7.7m	550m	
		緑地	名称	面積		配置
			緑地1号	約0.08ha		計画図表示のとおり
			緑地2号	約0.08ha		
			緑地3号	約0.03ha		
		緑地4号	約0.10ha			
		広場	名称	面積		配置
広場1号	約0.05ha		計画図表示のとおり			

		雨水貯留浸透施設	名称	容量		配置	
			地下貯留槽1号	約9,500m ³		計画図表示範囲内に必要容量を設ける	
			地下貯留槽2号	約12,000m ³			
			表面調整池	約5m ³			
	その他の公共空地			名称	幅員	延長	配置
				歩道状空地	2.0m	190m	計画図表示のとおり
				水路1号	1.7~3.0m	198m	
				水路2号	3.5m	215m	
				水路3号	1.5m	103m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 物流施設(輸送、保管、荷さばき、流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)その他の物資の流通に係る業務の用に供する建築物)。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。 2. 前号の建築物に附属するもの。				
建築物の敷地面積の最低限度		5,000平方メートル					
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道水路境界線までの距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、管理事務所、守衛所、自転車等駐車場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが9メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が50平方メートル以内の建築物又は建築物の部分の壁面は除く。					
建築物の高さの最高限度		31.5m					
	備考	透水性舗装約3,320m ² (容量約186m ³) 浸透施設約1,160m ² (容量約35m ³)を整備。 配置は、計画図表示のとおり。					

「区域は計画図表示のとおり」